

事業計画書

平成27年3月31日

施設名	新潟市高齢者支援センター(西川高齢者ふれあいセンター)		
団体名	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会		
団体所在地	新潟市中央区八千代1-3-1		
代表者名	関 昭一	設立年月日	昭和31年3月29日
担当者名	地域支援係 五十嵐 杉之	所 属	地域福祉課
電話番号	(025) 243 - 4366		
FAX番号	(025) 243 - 4376		
Eメール	info@syakyo-niigatacity.or.jp		

1 主な同様施設または同規模施設の維持管理実績

施設名	所在地	維持管理期間
豊栄さわやか 老人福祉センター	新潟市北区東栄町 1-1-35	平成4年4月1日～ 現在に至る
小須戸老人福祉センター	新潟市秋葉区小須戸3870-2	昭和53年4月1日～ 現在に至る
老人福祉センター黒埼荘	新潟市西区緒立流通 2-4-1	平成3年4月1日～ 現在に至る

2 当該施設の管理運営の基本方針について

1 当該施設の管理運営の基本方針

老人福祉法及び新潟市高齢者支援センター条例等関係法令を遵守し、当該施設の設置目的である在宅の虚弱な高齢者に対し閉じこもりの防止や心身状態の維持、介護予防を図るための事業を推進するため、利用者の立場に立った施設運営及び事業運営に努める。

また、施設管理についても安全及び公衆衛生に配慮し、適正な施設、設備及び備品等の保守管理を行うとともに、省エネルギー、省資源、廃棄物減量化や資源活用の効率化を図り、環境に配慮した事業運営・施設運営を心がける。

2 当該施設の現状に対する考え方及び将来展望

介護予防のひとつとして生きがい活動支援を事業として実施する。

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、地域社会への積極的参加の促進と自立生活を確保するための支援及び要介護状態ならないように集い、交流の地域の場となる通所によるサービスなどが今後さらに必要性和考える。

3 団体の経営方針

当会は、地域福祉を推進する中核的な役割を社会福祉法の中で規定された民間性と公共性を併せ持つ社会福祉事業所であり、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を推進することを使命としている。その使命を達成するために以下の経営方針のもと事業を展開している。

- ①住民参加・共働による福祉社会の実現
- ②地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- ④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みの実践

3 当該施設の管理運営を行う意欲について

当会は、当該施設が設置された平成14年11月から施設管理及び事業の実施を受託し管理運営を行ってきた。

また、平成18年度からの8年間指定管理受け、その経験実績をふまえて施設及び事業の運営管理についての知識などをもとにし利用者に喜んでいただけるようにしていきたい。

4 職員の配置及び採用について(職種, 人数, 雇用形態, 資格, 技能, 経験など)

配置職員	3名 (3名でシフト交代)
雇用形態	正職 1名 臨時職員 2名 1日8時間で週30時間未満
経 験	西川高齢者ふれあいセンター開設以来、当センターに勤務 (臨時1名)

5 職員の研修計画について

職員の研修については、当会で受託実施している他の介護予防事業や生きがい対応型通所事業の運営状況等を情報交換するため会合等を設ける。また職員相互の意識や資質の向上を働きかけるとともに、他の機関が実施する研修会等に積極的に参加する。

6 機密情報や個人情報の保護のためにとる措置について

現行では、当該施設の管理運営において職員が業務上知り得た個人のプライバシー等に関わる情報については、外部に漏らさないように指導している。また、個人情報の記載されている書類等の管理もファイリングをし、第三者の知りえない所定の位置に保管することや、個人情報の記載されている書類を廃棄する場合についても、裁断の上破棄するよう指導している。

当会では、厚生労働省のガイドラインに基づき、「個人情報保護規程」「コンピューター情報システムの運用管理に関する規程」を整備している。職員等の従事者に対しては、研修会を行い、あわせてマニュアルを整備するなど、周知・徹底を図っている。

7 高齢者への配慮及び利用者へのサービスの向上等について

1 高齢者への配慮

利用者の身体の異常や、健康状態に十分に気を配りまた職員に対して何事も気軽に話しができるような雰囲気作りを心がける

2 利用者へのサービスの向上

施設設置の目的である閉じこもりの防止などの観点から、利用者から「来所することが楽しい」「次回の利用日が待ち遠しい」と思われるような サービス内容を企画運営する。

3 利用者のニーズの把握と反映

利用者から、施設の運営や事業メニュー等に対する要望を必要に応じ聞き取りやアンケートなどで把握し、今後の運営上の参考とする、また提案事項等については、組織内で検討の上予算等も勘案し、取り入れたほうが良いと思われる事項については積極的に取り入れ、利用者のニーズに応じていく。

4 健康づくり、介護予防についての情報の収集及び提供

事業のメニューに健康づくりのための講話や介護予防のためのレクリエーションなどを取り入れ利用者の意欲を高めるよう取り組む。

また、当会で運営している在宅介護支援センターなどと連携を図り情報を共有したりして積極的に情報収集に取り組み、また必要な情報は利用者にはわかりやすく掲示する等情報提供を行う。

5 高齢者生きがい推進事業等実施に関する提案について

(詳細は、任意様式で別紙にて提出してください)

利用者の閉じこもりの防止と心身維持の一環として、平成27年度西川高齢者ふれあいセンター年間計画(別紙参照)を積極的に実施する。

6 苦情への対応

当会では、平成22年4月1日に「福祉サービスに関する苦情解決制度実施要綱」を施行。これにより法人内の苦情解決システムを体制化し、利用者等のさまざまな苦情に迅速に対応することと、当会が行う福祉サービスの改善に繋げることが期待されている。

また、苦情解決に当たり一定の客観性と専門性を確保するため、学識経験者等の中から第三者委員を選任し、苦情解決に向けた助言や指導をいただくこととしている。

8 地域や他の高齢者支援センターとの連携について

利用者だけの閉ざされた施設ではなく、広く住民の協力を得てボランティアの受け入れを積極的に行い、利用者との交流を深めていただくよう心がける。

交流会等の事業を企画、地元の社会見学行事を行い、地域に開かれた施設運営を行う。

また、当会が受託できたデイホーム間等で、情報交換をはかり相互の連携を深める。

9 衛生管理について

1 浴衣、浴室、脱衣場の衛生管理

- ・浴槽、浴室、脱衣場の清掃は毎日清掃とする。(随時また利用終了後)
- ・浴槽、浴室は洗剤を使用し、ブラシ等で汚れを落とす。脱衣場はモップや掃除機を使用し、脱衣棚は拭き上げをする。
- ・一週間に約1回の割合で浴槽、浴室の消毒を行う。また、一週間に約1回の割合で棚やカゴを含め脱衣室の消毒を行う。
- ・浴槽は毎日換水を行い、また1年間2回水質検査を実施して、適正な浴室衛生管理を行う。

2 施設の清掃

- ・施設内の各箇所については、毎日清掃とする。(随時また利用終了後)
- ・フローア、廊下、ボランティア室等フローリング部分及び静養室(1)、(2)の畳敷き部分については掃除機やモップを使用しての清掃とする。
- ・便器内面は原則として週約1回尿着色防除を行うものとし、便器外面及びその付帯部、その他衛生陶器は毎日専用洗剤等を使用して清掃を行う。
- ・塩ビ系床は水拭きし、拭き上げをする。
 - ・茶器、食器等の洗浄乾燥は使用後速やかに行う。
 - ・寝具は毎日の点検を行い、必要であれば洗濯・消毒する。
 - ・月1回の割合で便所の消毒、ねずみ、昆虫等の点検・駆除を行う。
 - ・月1回、清掃業社による定期清掃を行う。
- ・建物の周辺の除草については、西川社会福祉センターと共同し年2～3回実施する。

10 災害、事故等の予防及び緊急時の対応について

1 防犯

施設の夜間警備については別途業務を再委託するものとする。また、職員が勤務している時間帯についても、防犯には最大限注意を払い業務を励行する。職員の勤務時間内外を問わず緊急性のある事項が生じた場合には、緊急連絡網等により上司、西蒲区役所健康福祉課、関係各所等の判断を仰ぐ。

2 防災

年1回以上避難訓練を実施するなど、火災や災害が発生した場合における利用者等の安全確保を常日頃から意識し、防災に努める。

3 事故

事故も最大限注意を払い業務を励行する。万一発生したときは利用者等の安全確保を最優先事項とする。また、緊急性のある事項が生じた場合には、緊急連絡網等により上司、西蒲区役所健康福祉課、関係各所等の判断を仰ぐ。

4 その他、緊急時の対応

その他のにおける緊急時についても、緊急連絡網により上司、西蒲区役所健康福祉課、関係各所の判断を仰ぐ。また、緊急を要し職員が必要となった場合は、西蒲区社会福祉協議会及び西川地区社会福祉協議会へ連絡し協力を得る。そして、利用者の体調に関する緊急事項に備えて、AEDの設置管理や職員などの訓練及び教育を行う。

11 経費削減のための工夫について

当会では経理規程に契約の種類、金額に応じた一般競争入札の基準を定めているほか、予定価格が小額であるため随意契約としているものについても、複数の業者から見積もり合わせを行うなどして経費の節減に努めている。

特に、新潟市が掲げる環境マネジメントシステムに協力し、省資源、省エネルギー、廃棄物の減量化などに積極的に取り組む。また、利用者の少ない時など(年末年始、お盆等)は、関係各所と協議し休館として経費の削減に努める。

12 その他、特筆すべき事項(アピールする点を含む)があれば記入してください。

地域内公共施設への作品展示を行い、また当会の広報誌「ふれあいひろば」(年2回発行)と「西蒲区社協だより」(西蒲地区全世帯年4回発行)や福祉まつりなどを通じて、西川高齢者ふれあいセンターの事業や活動の様子などを紹介していく予定です。

地域内福祉関係者(西川地区民生委員児童委員協議会など)との連携や西川中学校ボランティア体験学習などを継続して行い、連携および地域交流の強化を行いたい。

13 併用施設での施設管理等における協力体制及び問題点とその対応策について

1 協力体制

併用施設はないが、隣に新潟市西川社会福祉センターがあり廊下でつながっている。
新潟市西川社会福祉センターには西蒲区社会福祉協議会西川地区社協の窓口があり連携及び協力が容易にできる。

2 問題点
なし

3 対応策
なし

平成27年度 西川高齢者ふれあいセンター 自主事業計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
業務日数	21	18	22	22	21	19	21	19	19	19	20	23	244
行事	お花見会	花壇作業	社会見学	七夕		ボランティア受入(西川中学校)	遠足	芸術文化祭	クリスマス会	正月		ひな祭り	
ところ(予定)	当施設内及び地区内公園等	当施設内	地区内商店街	当施設内		当施設内	弥彦方面	当施設内及び近隣公共施設	当施設内	当施設内		当施設内	

※ 毎週、レクリエーション(機能訓練等)実施 ほか、利用者の意見を取り入れながら社会見学など適宜実施する

※ 毎月、誕生会実施